

平成 22 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 東 邦 グ ロ ー バ ル ア ソ シ エ イ ツ 株 式 有 限 公 司
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 黒 田 高 史
(コード番号 1757 大証第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 岩 崎 智 彦
(Tel. 03-5511-1700)

当社元代表取締役に対する訴訟提起に関するお知らせ

当社は、本日、当社の元代表取締役に対して、東京地方裁判所民事第 8 部に訴訟を提起いたしましたのでお知らせいたします。なお、本件訴訟の提起については、会社法第 386 条第 1 項の規定により監査役が当社を代表することとなるため、平成 22 年 7 月 13 日開催の当社監査役会において決議を経ております。

記

1. 訴訟を提起した裁判所および年月日

東京地方裁判所民事第 8 部
平成 22 年 7 月 13 日

2. 訴訟を提起した相手

(1) 被 告 当社元代表取締役 菊 地 一

(2) 当社及び、当社子会社における被告の在任期間

当 社 代 表 取 締 役 在 任 期 間：平成 17 年 11 月 25 日～平成 19 年 2 月 15 日

当 社 子 会 社 の 代 表 取 締 役 在 任 期 間：平成 17 年 12 月 22 日～平成 18 年 12 月 27 日

3. 訴訟の内容および損害賠償請求金額

(1) 訴訟の内容

当社は平成 21 年 9 月 9 日開催の取締役会において、当社の抱える係争案件及び不良資産化している債権の発生経緯及び実態を調査することを目的として、内部調査委員会を発足し調査を進めてまいりましたが、平成 22 年 4 月末日付けで当社取締役会に対し、その調査報告が取締役会に提出されました。

当該調査報告を受け、当社は、当社及び当社子会社元代表取締役である被告が、在任期間中に取締役の善管注意義務に違反し、独自の判断で行った多額の借財により当社がその返済を余儀なくされたこと、又、同時期に十分な審査を怠り投融資を行った結果、当社が多額の不良資産を抱えたことで被告が当社及び当社子会社に対し、甚大な損害を与えたと判断し、本件訴訟を提起するに至ったものであります。

(2) 損害賠償請求金額 金 1 億 1 3 3 5 万 5 6 4 9 円

4. 今後の見通し

本件訴訟の提起により、当社業績に与える影響額は現時点では明らかではありませんが、今後、開示すべき訴訟の推移、及びそれに伴う業績への影響額が算定された場合には速やかに開示いたします。

以上